

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件入札は電子入札により実施する。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次のア及びイに掲げる書類等を添付し、[令和元年 5 月 31 日（金）午後 5 時](#)までに電子入札システムへの入力による方法により提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、電子入札システムへ添付できない資料等がある場合には、下記 5 の (1) に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

当該資格の確認結果については、電子入札システムにより別途通知する。

期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

(ア) 想定品で応札する場合は、どの想定品なのかを明示するとともに定価についても記載すること。

(イ) 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、[商工労働部企業立地課長](#)の確認を受けた提案協議書（第 5 号様式）（カタログ等を含め、確認を受けた原本）を添付すること。

なお、提案協議書は[商工労働部企業立地課長](#)へ[令和元年 5 月 28 日（火）午後 5 時](#)までに提出し確認を受けること。

イ 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意（参考様式 2））

(2) 紙入札により参加しようとする者（福島県電子入札運用基準（物品）（以下、「運用基準」という。）第 9 の規定に該当するものに限る。）は、「紙入札方式参加承諾願（運用基準第 1 号様式）」を下記 5 の (1) で指定する日時及び場所に提出し、その承諾を得た場合に限り、下記 5 の (2) で指定する入札書受付締切日時までに入札書等を持参する方法で入札に参加することが

できる。

なお、この場合において当該紙入札参加者又はその代理人は、開札時に立ち会うものとする。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限

令和元年5月31日(金)午後5時 電子入札システムへの入力による。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、次に示す場所へ持参又は郵送により提出すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階)

電話番号024-521-7413

(2) 入札書等の提出受付期間

令和元年6月6日(木)午前9時から

令和元年6月7日(金)午前10時まで

電子入札システムへの入力による。

(3) 開札の日時及び場所

令和元年6月7日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、運用基準第12の規定により電子入札システムにより提出しなければならない。

ただし、紙による参加を承諾された者は、上記4の(2)によること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出は、入札書受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、入札書が正常に提出されたことを、電子入札システムの入札受付票によって確認すること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、運用基準第13の規定による方法にて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとするが、その日時及び方法については、別紙「再度入札の方法」による。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)~(6)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(5) 紙による参加を承諾された者にあつては、入札者又はその代理人が開札に立ち会わ

ない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、運用基準、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、電子入札システムにより出納局入札用度課に令和元年5月22日(水)午後5時までに説明を求めることができる。

県は、電子入札システムにより回答書を登録するものとする。

(2) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者（紙による参加を承諾された者に限る。）は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 紙入札において委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (4) 紙入札において記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) IC カードを不正に使用して行った入札
- (10) 紙入札方式参加承諾のない者の行った紙入札
- (11) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方を行った入札
- (12) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押

印したときに確定するものとする。

- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

再度入札の方法

1 再入札書の提出期限等

再入札書の提出期限等については次のとおりとする。

	区 分	月 日	時 間
1	再入札依頼通知（1回目）	令和元年6月7日	午前10時40分
2	再入札提出期限（1回目）	〃	午前11時9分
3	開札日時（1回目）	〃	午前11時10分
4	再入札依頼通知（2回目）	〃	午前11時20分
5	再入札提出期限（2回目）	〃	午前11時49分
6	開札日時（2回目）	〃	午前11時50分

※2回目の開札をもって決定しない場合については、別途指示する。

2 再度入札の通知方法等

当初の入札書の開札終了後及び再入札書の開札後に、電子入札システムを使用して速やかに再度入札の通知を行うので、システムを使用して入札に参加している者は、再入札通知後速やかに入札書を提出できる体制をとらなければならない。紙入札参加者に対してはその場において口頭により通知をする。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
(7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
(13) から (18) まで (略)

購入契約書(案)

品目及び数量 蛍光浸透探傷装置 1式

契約金額 27 _____ 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

(注) 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に10/110を乗じて得た額である。

納入期限 令和元年11月8日

(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県ハイテクプラザ及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(保証責任)

第6条 乙は、物品を引き渡した後1年間乙の責めに帰すべき事由による物品の契約条件との相違又は引渡前の原因によって生じた物品の品質不良、数量不足、変質その他の瑕疵につき補てんの責め

に任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.7%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第13条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 乙前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置

命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所	福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号	
氏 名	福 島 県	印
代表者	福島県知事 内堀 雅雄	

乙 住 所
氏 名

仕様書

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、福島県が発注する蛍光浸透探傷装置の導入について必要な事項を定めたものである。本仕様書の内容は、当該装置導入にあたり必要とする最低限の要件を示している。本仕様書に記載されていない事項であっても、導入及び装置性能を発揮させるために当然必要と考えられる設備等については、全て完備すること。

2 品名及び数量

蛍光浸透探傷装置 1式

3 納入期限

令和元年11月8日（金）

4 納入場所

- （1）施設名：福島県ハイテクプラザ 実験棟
- （2）所在地：福島県郡山市待池台 1-12

5 適用の範囲

本装置を上記納入場所へ設置する一切の業務（搬入、設置（調整及び動作確認を含む）、搬入後の清掃等）とする。

6 検収

本装置納入に係る設置作業終了後、福島県担当者及び納入者立ち会いの下で検収を行い、合格をもって検収とする。

7 提出書類

受注者は、納入にあたり、下記書類を福島県担当者に提出すること。なお、提出書類は全て日本語表記とする。

- | | |
|---|-----|
| （1）作業計画書：円滑に装置の設置・搬入を行うための工程表（搬入開始1ヶ月前まで） | 2部 |
| （2）納入仕様書：装置本体、付属品の仕様書及び関連図面 | 各2部 |
| （3）取扱説明書：装置本体及び付属品の取扱説明書（装置の保守点検・校正手法含む） | 各2部 |
| （4）社内検査成績書及び設置検査成績書 | 各2部 |

第2章 対象機器仕様

1 装置本体

No.	項目	要求仕様
1	概要	<p>(1) 水洗性蛍光浸透探傷検査が行えること。</p> <p>(2) 装置本体は浸透液槽、洗浄槽、乾燥装置、乾式現像装置、検査室からなり、加温設備、加圧設備を備えていること。</p> <p>(3) 乾燥装置から乾式現像装置まで、試料搬送用にフリーローラーコンベアを付属すること。</p> <p>(4) 納入機器は、ISO9001 又は JIS 規格の認定を受けたメーカーの製品であること。</p> <p>(5) これまで日本国内で100台以上の浸透探傷装置を納入しているメーカーの製品であること。</p>
	被検査物 寸法・重量	<p>(1) 試料最大寸法は W400×D400×H300mm 以上であること。</p> <p>(2) 試料最大重量は 20kg 以上であること。</p>
	探傷装置	<p>(1) 浸透液槽の接液部の材質は SUS304 であること。</p> <p>(2) 浸透液槽にはドレンバルブを取り付け、ドレンバルブに向けて液槽底部を傾斜させること。</p> <p>(3) 浸透処理は浸漬法であり、液温が 10℃を下回らないようにすること。</p> <p>(4) 浸透液槽には、浸漬後に検査試料から排液するための傾斜した台を備えること。</p> <p>(5) 浸透液槽にはふたが備え付けられていること。</p> <p>(6) 洗浄槽、その他の接液部の材質は SUS304 であること。</p> <p>(7) 排水をためるために 60L 以上 250L 以下のタンクを取り付けること。</p> <p>(8) 水はね防止の措置が講じられていること。</p> <p>(9) 洗浄槽には、洗浄後に検査試料から排液するための台を備えること。</p> <p>(10) 加温した洗浄水をポンプ圧送し手洗浄するための洗浄ガンが取り付けられており、水圧（最大圧力 0.275MPa 以上）が設定・調整可能で、水温は 10℃以上 38℃以下で設定・調整可能なこと。</p> <p>(11) エアガンが取り付けられており、エア圧力が 0.275MPa 以下に設定・調節可能なこと。</p> <p>(12) 紫外線強度が試料表面上で 100 μW/cm² 以上の LED ブラックライトで余剰浸透液の除去が確認できること。</p> <p>(13) 蛍光確認のための暗幕等の措置が講じられていること。</p> <p>(14) 乾燥装置内の材質は SUS304 又は SUS304 と同等の耐熱の措置が講じられていること。</p> <p>(15) 乾燥処理は熱風循環式で、60～70℃で設定でき、乾燥装置内の最高温度は 70℃以下であること。</p>

	<p>乾式現像装置</p> <p>検査室</p>	<p>(16) 外気導入口より外気導入を行い、導入口断面積あたり 1 分間で乾燥装置容積の 2 倍以上の外気を導入可能なこと。</p> <p>(17) 乾燥装置内の温度分布測定用に、点検孔を取り付けること。</p> <p>(18) 乾燥温度管理用のデジタル温度調節器を取り付けること。</p> <p>(19) 20 分以上計測可能な乾燥時間管理用デジタルタイマーを取り付けること。</p> <p>(20) 現像方式は乾式であり、検査試料の表面に現像剤粉末を薄く均一な膜が自動で形成できるような構造の装置であること。</p> <p>(21) 現像材を供給可能なタンクを設置すること。</p> <p>(22) 現像剤を吐出するための散布ガンを取り付けること。</p> <p>(23) 集塵機を取り付けること。</p> <p>(24) 3 時間以上で設定できる現像時間管理用デジタルタイマー(校正証明書付)を取り付けること。</p> <p>(25) 手動除粉用エアガンが設置されており、圧力の調整が可能であること。</p> <p>(26) 検査室内はすべて黒色で、作業者が入った状態で暗幕等で仕切ることができ、周囲可視光線の照度が 20lx 以下であること。</p> <p>(27) 検査室内に吊り下げ式 LED ブラックライトを取り付けること。</p> <p>(28) 検査室内にハンド式 LED ブラックライト (ASTM E 3022 準拠) を備えていること。</p> <p>(29) 検査室内に LED 白色蛍光灯が取り付けられていること。</p>
	所要動力源	(1) 電源は 20kVA 以下 (AC3 φ 200V 50Hz) であること。
	所要床面の大きさ	(1) 浸漬処理から検査室までは W7000×D2500 mm 以下であること。
	安全面	<p>(1) 現像装置の扉が開いている状態で、散布が行われないこと。</p> <p>(2) 加温・加圧装置は、異常を検知時に停止し、警告すること。</p> <p>(3) 乾燥装置は、温度異常検知時に停止し、警告すること。</p>
2	付属品	<p>注 1・付属品が標準付属品として含まれる場合は除く。</p> <p>(1) TAM パネル TAM146040/PSM-5(成績書付) プラスト(グリット)、ノンプラスト(ポリッシュ) 各 2 式</p> <p>(2) 水洗性蛍光浸透液 (AMS 準拠品・感度レベル 3 18L) 5 式</p> <p>(3) 乾式現像材 (2kg) 2 式</p> <p>(4) 速乾式現像材 (エアゾール缶) 12 式</p> <p>(5) LED ブラックライト 吊り下げ型 2 式</p> <p>(6) LED ブラックライト ハンディタイプ (ASTM E3022 準拠) 1 式</p> <p>(7) 紫外線強度計・照度計 1 式</p> <p>(8) 卓上型超音波洗浄器 (洗浄槽容量 3.9L 以上) 1 式</p> <p>(9) ミニ LED ライト 1 式</p> <p>(10) スケール付ルーペ (10 倍) 校正証明書付 2 式</p> <p>(11) ピンゲージ 0.38/0.5/0.78/1.5mm (校正書類付) 1 式</p>

	(12) 洗浄液（エアゾール缶） 12 式 (13) 伸縮鏡（ミラーφ80mm、全長450～650mm程度） 1 式 (14) 綿棒（φ5mm以下、500本） 1 式 (15) 筆（φ10mm、長さ100mm以上） 1 式 (16) ストップウォッチ（タイマー）校正証明書付 2 式 (17) JISアルミ焼割試験片タイプ3（写真付） 2 式 (18) 排液用ポンプ付ノズル 1 式 (19) 搬送用バスケット 5 式 ※ 内容は例であるので落札後に担当職員と打ち合わせの上で選定を行い納入すること。
--	--

2 想定品

	1	2
メーカー	栄進化学（株）	マークテック（株）
型式等	EFB-1W 型	MA-1 型メソッド A

第3章 納入機器の保証及び故障の対応

1 保証期間

本装置の納品の日から1年とする。ただし、メーカー等が別に定めた保証期間が1年を超える場合はそれを適用する。

2 保証の対象

- (1) 取扱説明書等に基づく正常な使用状態のもとで機器およびソフトウェアに発生した障害
- (2) 機器本体、付属機器及びソフトウェアに明らかな瑕疵が認められる場合

3 保証の対象外

- (1) 消耗品
- (2) 使用者の責に帰すべき理由により発生した障害
- (3) 火災・地震・落雷・その他の天変地変による障害

4 障害発生時の対応

受注者は保証期間内外を問わず、以下の対応体制をとること。

- (1) 日本国内に、障害発生時の連絡、対応をする部署を設置し、連絡先を指定すること。
- (2) 保守体制の対応時間は、休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 障害発生時の連絡を受けた際、内容を確認のうえ、技術者の派遣が必要と判断された場合は速やかに技術者を派遣すること。

- (4) 障害確認の結果、軽易なものと判断された場合には、その場で速やかに対応すること。
- (5) 障害確認の結果、重大な障害と認められ、メーカーのサービスセンター等での対応が必要と判断された場合には、使用者と受注者が協議し、対応すること。
- (6) 障害発生の連絡があった日から障害復旧までは 5 営業日以内を原則とし、速やかに対応すること。

5 対応報告書の提出

障害復旧完了の後、3 営業日以内に障害の状況、原因及び対応内容を記載した報告書を提出すること。

第4章 その他

- 1 本装置の納品作業に関する連絡、取扱説明、メンテナンス等における言語は日本語を使用すること。
- 2 本装置の運送、搬入、組立、設置、動作確認及び調整に係る費用は全て受注者が負担すること。
- 3 納入作業は発注者の指示に従い行うこと。また、納入作業時、建築物及び付属設備に損傷を生じないように配慮すること。損傷が発生した場合、受注者は速やかに復旧させるものとし、復旧に係る費用は受注者が負担すること。
- 4 本装置の梱包は、受注者が開封し、破損がないか確認すること。また、納入後不要となった梱包材等の廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。なお、廃棄物の処理費用は受注者の負担とする。
- 5 本装置を構成する部材は全て新品であること。
- 6 本装置を使用するために必要となる、各種ソフトウェアのインストールは受注者が行うこと。
- 7 本装置の納品にあたっては、関係法令を遵守すること。また、購入物の納品、使用に伴い関係官庁に申請、報告、届出等が必要となる場合、受注者は速やかに手続きを行い、結果を発注者へ報告すること。
- 8 本装置の使用者に対し、装置の機能、取扱、操作、整備方法等について、必要な説明を行うこと。ただし、説明の実施場所、時期及び内容は別に協議のうえ定めるものとする。なお、説明に必要な諸経費は全て受注者の負担とする。
- 9 本装置の機能、特長を簡潔に説明するパネル（サイズ A1 相当）を提出すること。
- 10 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。

室内配置图

实验棟

